

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課(室)

【告示】

【公告】

- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 〃 宅地建物取引業者の業務の全部停止

障害福祉課

〃

県民生活交通課

〃

建築指導課

目次

担当課(室)

◎岡山県告示第五百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十六年十月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

生活介護事業所えん

2 所在地

総社市門田二九四―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人リンク

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五番

三 指定年月日

平成二十六年十月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇三九〇

五 サービスの種類

生活介護

◎岡山県告示第五百二十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十六年十月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

創心会児童発達支援ルーム心歩笹沖

2 所在地

倉敷市吉岡四〇八一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社創心會

2 主たる事務所の所在地

倉敷市茶屋町二一〇二一四

三 指定年月日

平成二十六年十月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇四六九

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

〔四五四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年十月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピアサポートセンターひといろの実

三 代表者の氏名

藤田 健三

四 主たる事務所の所在地

倉敷市上富井八八

五 定款に記載された目的

この法人は、精神疾患をお持ちの方に対して、地域で自立した自分らしい生活を営んでいくために必要な事業を行い、障がいを持つ持たないにかかわらず、すべての人々が尊厳をもって共に暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

〔四五五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年十月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人備前焼タウンプロジェクト協議会

三 代表者の氏名

福圓 良子

四 主たる事務所の所在地

備前市伊部一四八五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、広く日本国内外に備前焼文化（千年にわたる備前焼創作活動によって生み出された諸々の総体を「備前焼文化」と定義した。生み出されたものには具象物のみならず精神的なものも含む。）に関する情報を発信して国内外市民との交流拡大、さらに備前市伊部とその周辺地域（以下、備前焼タウンと称する。）への国内外からの訪問客増を実現させて、備前焼及び関連商品・サービスの一層の普及を図り、地域経済活性化・発展に寄与することを目的とする。

〔四五六〕宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項第二号に該当したことにより、同法第二条第二号に規定する業務の全部の停止を次のとおり命じた。

平成二十六年十月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 業務の全部の停止を命じた宅地建物取引業者の商号又は名称及び免許証番号
株式会社ウォールエステート

岡山県知事(1)第五三二五号

二 代表者氏名

大名 龍壯

三 主たる事務所の所在地

岡山県笠岡市四番町四番地三〇

四 業務の全部停止期間

平成二十六年十月二十二日から同年十一月二十日まで